

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
 - ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
 - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。
平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

【今回の法律改正を受けた対応】

- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。

※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）
平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）

- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行う予定である。

【第二十六回臓器移植委員会の議事概要】

- 上記の背景から、臓器移植委員会の開催準備を進めた結果、平成21年9月15日に、一部改正法の公布以来、初めての委員会開催となった。
- 委員会では、今後の施行に向けた「検討課題」を提示するとともに、課題毎に作業班や研究班を設けて専門的な検討を行う方針を示し、了承を得た。

※ 具体的には、

- ・ 意思表示等に関する作業班（仮称）（親族の範囲、15歳未満の者による拒否の意思表示について等）
- ・ 普及啓発に関する作業班（仮称）（ドナーカードの様式、普及啓発の方法等）
- ・ 臓器毎による作業班（ドナー適応基準、レシピエント選択基準等）
- ・ 厚生労働科学研究 研究班（小児の脳死判定基準等）

により今後検討を行っていく。

- 親族への優先提供、小児からの臓器提供、普及啓発など検討を要する課題を、今後作業班等において検討を行う際に留意すべきと考える点等について、各委員から意見を頂いた。
- 審議の過程で、親族優先提供の対象となる「親族」の範囲について、各委員より、国会における提案者の答弁を尊重し、「親子と配偶者」とすべきとの意見が出された。
- 今後は、臓器移植委員会の御意見を踏まえつつ、作業班において詳細な検討を行い、ガイドライン案を作成し、臓器移植委員会に報告する。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討体制

主な検討課題

- I 親族への優先提供**
 - 親族の範囲について
 - 親族への優先提供意思の取扱いについて
 - あっせん手続きについて
- II 小児からの臓器提供**
 - 小児の脳死判定基準等について
 - 被虐待児の取扱いについて
 - 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- III 本人意思が不明の場合**
 - 意思表示していないことの確認について
 - 有効な意思表示ができない者の取扱いについて
- IV 普及啓発等**
 - 臓器提供意思表示カードについて
 - 意思表示登録システムについて
 - 普及啓発の対象者と啓発方法について
 - 普及啓発の内容について
- V 臓器移植の実施に係る課題**
 - ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
 - 臓器移植に係る体制整備について
 - 等

専門的な検討を行う体制の整備

検討体制

- 臓器提供に係る意思表示/小児からの臓器提供等に関する作業班**
 - 親族の範囲について
 - 15歳未満の者による拒否の意思表示について
 - 有効な意思表示ができない者の取扱いについて
 - 等
- 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班**
 - ドナーカードの様式について
 - 意思表示登録システムについて
 - 普及啓発の方法について
 - 等
- 臓器毎による作業班**
 - 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 厚生労働科学研究 研究班**
 - 小児の脳死判定基準
 - 臓器提供施設の体制整備
 - (脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
 - 臓器移植における虐待を受けた児童への対策
 - 等
 - 研究代表者：貫井英明先生
 - 研究分担者：横田裕行先生、山田不二子先生
 - 畑澤順先生
 - 研究期間：平成21年度

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定